

八街市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の一部を改正する
告示を次のように定める。

令和8年5月18日

八 街 市 長 北 村 新 司

八街市告示第159号

八街市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の一部を改正
する告示

八街市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱（昭和62年告示
第52号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表第1（第5条第1号）

種別 人槽	高度処理型合併処理浄化槽の設置		小型合併処理浄化槽 （高度処理型合併処 理浄化槽を除く。） の設置
		うちN10型の設置	
5人槽	870,000円	1,184,000円	842,000円
6・7人槽	972,000円	1,280,000円	924,000円
8～10人 槽	1,095,000円	1,433,000円	1,058,000円

別表第2（第5条第2号）

種別 人槽	高度処理型合併処理浄化槽の設置		小型合併処理浄化槽 （高度処理型合併処 理浄化槽を除く。） の設置
		うちN10型の設置	
5人槽	810,000円	1,124,000円	782,000円
6・7人槽	912,000円	1,220,000円	864,000円
8～10人 槽	1,035,000円	1,373,000円	998,000円

附 則

この告示は、公示の日から施行する。